

令和 5 年 1 月 16 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
細川 秀一
釜 菴 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

標記ガイドラインにつきましては、令和 2 年 7 月 31 日付「厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について（情報提供）」（法安 50）（健Ⅱ 232）により情報提供させていただいたところです。

今般、別添のとおり、ガイドラインが改正された旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）等に対し事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましても、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正後のガイドライン等につきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ（自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年）】

- ・ガイドライン（第 2 版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001033541.pdf>

- ・新旧比較表

<https://www.mhlw.go.jp/content/001033540.pdf>

- ・【ガイドライン別添】情報共有シート

<https://www.mhlw.go.jp/content/001033542.docx>

事務連絡
令和5年1月6日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型
コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省
健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガ
イドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

今般、別添のとおり、ガイドラインを改正しましたので、内容について御了
知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設、市町村等の関係
者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとし
ておりますので、申し添えます。